（案）

委　託　契　約　書

委託業務の名称　　令和８年度鳥獣被害対策に係る生活環境被害防止モデル事業業務委託

委 託 料 の 額　　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（税率計10％）の額
金　　円）

委 託 の 期 間　　着　　手　　令和８年　月　　日
履行期限　　令和９年３月１５日

上記の委託業務について、委託者 福島県 を甲とし、受託者　　を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）
第１条　乙は、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了し、仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。
２　仕様書に明示されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（契約の保証）
第２条　乙は、この契約の締結と同時に、委託料の100分の５以上の契約保証金を納付しなければならない。
２　前項及び第３項の規定は、甲が福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第１項の規定により契約保証金を免除した場合は適用しない。
３　業務委託料の変更があった場合には保証の額が変更後の委託料の100分の５に達するまで、甲は、保証の額の増額を求めることができ、乙は、保証の減額を請求することができる。
４　契約保証金から発生した利子は、甲に帰属するものとする。

（権利義務の譲渡等）
第３条　乙は、書面による甲の承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

（監督員）
第４条　甲は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員を置くことができる。
２　甲は、前項により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければ

ならない。
３　監督員は、この契約並びに設計図書に定められた事項の範囲内において必要な監督を行い、次条に規定する主任技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

（主任技術者）
第５条　乙は、委託業務の実施について、自己に代わって技術上の管理を司る主任技術者を置き、この契約締結後速やかに当該主任技術者の氏名を書面で甲に通知しなければならない。

（委託業務内容の変更等）
第６条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

（乙の請求による履行期限の延長）
第７条　乙は、天災その他その責に帰すことができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、その事由を付した書面により、甲に履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

（損害負担）
第８条　委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

（完了及び検査）
第９条　乙は、委託業務を完了したときは、完了届に成果品を添えて、遅滞なく甲に提出しなければならない。
２　甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に提出された成果品について検査をしなければならない。
３　第２項の検査の結果不合格となり、成果品について修補を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該修補を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。
４　乙は、前項の規定により命ぜられた修補を完了したときは、甲に修補完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第２項の規定を準用する。

（委託料の支払）

第10条　乙は、前条第２項又は第４項の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払を請求することができる。
２　甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

（有償延期及び遅延利息）
第11条　乙の責に帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。
２　前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。
３　甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。
４　第２項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。
５　前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に参入しない。

（契約不適合）
第12条　甲は、第９条第２項又は第４項の規定による検査に合格した日から３年間、乙に対して成果品の契約不適合に関する修補を請求し、又はその修補に代え若しくはその修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。

（契約の解除）
第13条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
一　乙が納期内に成果品の持込みを終わらないとき。
二　乙が納期内に明らかに成果品を納入することができないと認められるとき。
三　乙が解除を申し出たとき。
四　乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
五　乙が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は、同条第６号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると

認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六　乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第５号）第４条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一　前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二　乙がその責務の履行を拒否し、又は、乙の責務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第15条　甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除を

するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の２に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第１号又は第２号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、この契条約の履行が完了した後においても適用するものとする。

なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第16条　この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときはさらに追徴することができる。

２　甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金に係る債権につきその保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

３　甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（秘密の保持）

第17条　乙は、委託業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（再委託）

第18条　乙は、受託事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、事業を効率的に行ううえで必要と思われる事業については、甲と協議のうえ、事業の一部を委託することができる。

２　乙は、委託事業の一部を再委託するときは、再委託した事業に伴う当該第三者の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。

（個人情報の保護）

第19条　乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（補　則）

第20条　この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

（紛争の解決方法）

第21条　前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（書面契約による場合）

上記の契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通保有する。

（電子契約による場合）

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の４の２に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和８年　月　　日

甲　　福島県福島市杉妻町２番１６号
福　島　県
福島県知事　　内堀　雅雄

乙

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

２　乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第３　乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第５　乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第６　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第７　乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

２　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第８　乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

２　乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

３　乙は、第１項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

（事故発生時における報告等）

第９　乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態

が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

（調査監督等）

第 10　甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

２　乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

（指示）

第 11　甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

（再委託の禁止）

第 12　乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

２　乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（労働者派遣契約）

第 13　乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

（損害賠償）

第 14　乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

２　前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第 15　業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

令和８年度鳥獣被害対策に係る生活環境被害防止モデル事業
仕様書

本仕様書は、福島県（以下「発注者」という。）が発注する鳥獣被害対策に係る生活環境被害防止モデル事業（以下「本業務」という。）の受注者の業務について、必要な事項に関して定めるものとする。

（背景・目的）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の長期間の避難によって、イノシシ等の鳥獣が居住区域への侵入等により生活環境被害が発生し、住民の一時帰宅及び帰還の大きな阻害要因となっている。

イノシシ等鳥獣被害対策は、地域の実情に即した手法と継続した取組が必要であり、地域住民の意向を踏まえた対策の方針策定と実行が重要である。住民の帰還が進んでいない地域では国、県及び市町村が主体となり鳥獣被害対策を実施してきたが、住民の帰還が進んでいる地域において継続的な対策を実施していくためには、行政による支援だけでなく、住民による鳥獣被害対策が必要となる。このため、避難 12 市町村鳥獣被害対策会議構成員の支援を受けながら、住民が主体となった自立的な鳥獣被害対策ができる持続可能な体制づくりを実施するためのモデル事業を実施する。

１　業務名

令和８年度鳥獣被害対策に係る生活環境被害防止モデル事業

２　実施期間

契約締結日から令和９年３月 15 日

３　業務内容

（１）業務の概要

鳥獣被害対策を効果的に進めるためには、「環境整備」「被害防除」「捕獲」の対策３本柱をバランスよく実施することが重要である。

避難１２市町村では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う長期間の避難により、イノシシ等の野生鳥獣が住宅地周辺に定着し、生活環境被害が継続して発生している。また、人口減少や高齢化の進行により、従来、鳥獣被害対策の中心的役割を担ってきた住民や捕獲従事者が減少し、市町村や集落単位で継続的に対策を実施することが困難となっている。

このため県では、令和５年度から令和７年度までのモデル事業において、地域住民が主体となって実施可能な環境整備及び被害防除に着目し、藪の刈払い、防護柵の設置、煙火による追い払い等の実証を行うとともに、市町村による地域展開のための支援マニ

ュアルを作成するなど、住民主体による鳥獣被害対策の基盤づくりを進めてきた。

その結果、住民による環境整備及び被害防除については一定の効果が認められた一方で、各市町村の鳥獣被害対策実施隊や捕獲隊については、高齢化や隊員数の減少に加え、避難先から通いで活動している隊員も多くいるという避難地域特有の環境があり、地域住民への支援体制が十分とは言えない状況にある。加えて、捕獲については狩猟免許や専門的知識・技術を必要とすることから、住民主体の取組のみで対応することは困難であり、持続的な被害対策を進めるためには、専門人材による捕獲活動を継続的に実施できる体制の構築が課題として明らかとなった。

このため、本業務では、避難１２市町村を対象として、市町村、猟友会及び鳥獣被害対策実施隊等の現状把握や意向確認を行うとともに、地域条件の異なる地区においてＡＩカメラ等のＩＣＴ技術の活用も含めた効率的かつ持続可能な捕獲手法を検討する。

これらの取組を通じて、地域住民が環境整備及び被害防除を担い、専門人材が地域住民の協力も得ながら捕獲活動を担う役割分担の下、複数市町村が連携して運用する「広域捕獲体制モデル」の構築に向けた検討を行い、避難地域における持続可能な鳥獣被害対策の実現を目指す。

本業務は、令和８年３月に策定された「第３期避難１２市町村広域戦略」に位置付けられた「広域連携による捕獲体制の強化」を推進するものであり、令和１２年度までに避難１２市町村において広域捕獲体制を運用可能な状態とすることを見据え、令和８年度は、そのモデル構築に必要な基礎資料を取りまとめるものである。

具体的には、以下の内容を実施する。

ア　発注者との打合せ

イ　捕獲体制にかかる現状整理

ウ　モデル検証地区の選定

エ　広域捕獲実施体制の検討

（２）業務の詳細

ア　発注者との打合せ

○　議事録作成

着手時、事業開始時、事業実施中、事業実施後の４回実施し、各段階における状況を報告するとともに、議事録を作成する。

打合せ場所については、福島県庁(福島市)とする。

イ　捕獲体制にかかる現状整理

○　関係者へのヒアリング

現状の捕獲体制を整理するため、関係者へのヒアリング又はアンケートを行う。

受注者は、ヒアリング及びアンケート内容の作成、ヒアリングの日程調整、ヒア

リング及びヒアリング・アンケート結果のとりまとめを実施する。

ヒアリングについては、可能な限り現地での対応とするが、関係者との協議によりオンラインでの対応も可とする。

市町村へのヒアリングは、令和７年度に実施した捕獲体制の課題に関する意見交換会の結果を踏まえ、課題解決のために市町村が必要と考える事項をヒアリングすること。

・県(自然保護課)及び避難 12 市町村担当者へのヒアリング
（各１回、計 13 回、１回あたり 0.5 日）
・捕獲従事者へのヒアリング
（避難 12 市町村捕獲隊、実施隊等各１回、計 18 回(※)、１回あたり 0.5 日）
※田村市５分隊、南相馬市３分隊、双葉町を除く９町村及び捕獲事業者
１団体を想定
・区長へのアンケート
（Ａ４用紙１枚表裏以内、避難 12 市町村経由で 500 部の配布を想定）

ウ　モデル検証地区の選定

発注者と相談しながら、避難１２市町村の中から、モデルケースに該当する具体的な地区を選定する。

選定した地区については、次年度に予定する捕獲モデル検証の実施地区(モデル検証地区)とすることを前提とする。

○　避難１２市町村への説明及び調整

選定に際しては、避難１２市町村に対しモデル検証地区の選定基準等について事前に説明、調整を行った上でモデル検証地区の候補を選定する。

なお、市町村への説明は原則として県自然保護課の職員が同席して実施する。

○　行政区長等との調整

市町村及び発注者と協力しながら、モデルケースの候補地の行政区長等に対し、事業内容を説明し、モデル検証地区の決定を行う。

○　モデル検討地区住民への説明会の開催

上記の検討の結果、モデル検証地区５地区を最終的に決定し、モデル検証地区となる地区の住民等の関係者へ事業内容及び今後の計画を説明する。

住民説明会の開催：５地区を想定

エ　広域捕獲実施体制の検討

避難 12 市町村においては、捕獲従事者の減少や高齢化が著しい現状を踏まえ、継続的な捕獲体制を維持するため、市町村の枠にとらわれず捕獲活動を実施できる体制に

ついて検討する。

○　広域捕獲実施体制の検討

「捕獲体制にかかる現状整理」で整理した情報を踏まえ、避難 12 市町村において、上記モデル検証地区５地区を想定し、各モデル検証地区における住民の居住状況、地理的条件、捕獲従事者の人数や避難状況等の地域の実情に合わせた捕獲体制のイメージを資料としてとりまとめる。各モデル検証地区で想定される実情を踏まえてとりまとめる内容は、「活用できる人材と人数」、「現実的な見回り体制(ICT 機器による省力化も検討)」、「関係者の情報共有体制」等とし、発注者と協議して決定する。また、捕獲体制の整備に活用できる補助金、交付金又は制度の情報を合わせて整理する。

なお、検討にあたっては、幅広い人材が地域住民の鳥獣対策を支援するための体制を合わせて検討すること。

４　事業に必要な物品の調達方法

事業に必要な物品については、リース契約により調達するものとする。ただし、消耗品についてはこの限りではない。

５　提出書類

（１）委託業務着手届　（契約締結後速やかに）
（２）主任技術者通知書（契約締結後速やかに）
（３）委託業務完了届　（業務完了後、遅滞無く）
（４）業務計画書　　（業務開始日まで）
（５）その他業務遂行上必要と認められるもので、発注者が指示したもの

６　業務報告書の作成

（１）本業務で行った内容について、業務報告書を作成する。
（２）発注者等から取得した情報の取扱いは、受注者の責任の下確実に行うこと。
（３）業務報告書のデータ等については、発注者の承認を受けずに使用しないこと。

７　成果品

以下のものを提出すること。(納入先　発注者)

・業務報告書　３部
・業務報告書を収めた CD-ROM　３枚
CD-ROM には、編集可能なデータ形式(Word、Excel 等)及び PDF 形式の両方を収録すること。

８　その他

（１）成果品の帰属

成果品のすべては、発注者に帰属するものであり、発注者の承認を受けずに第三者に公表・貸与してはならない。

（２）法令の遵守

受注者は、業務の実施に当たって、関連する法令等を遵守しなければならない。

（３）注意事項

受注者は、関係者に対し常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意志や主体性を最大限に尊重するものとする。

（４）中立性の保持

受注者は、業務の遂行に当たって、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

（５）秘密性の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（６）打合せ等

受注者は、業務の実施に当たって、発注者と綿密な連絡をとり、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

また、受注者は発注者からの必要な資料の提供又は説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（７）疑義の解釈等

本業務を行うに当たっては、発注者と十分に協議した上で実施すること。また、本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者で協議の上、これを定める。

令和8年度鳥獣被害対策に係る生活環境被害防止モデル事業

当初設計書

福島県生活環境部自然保護課

令和８年度鳥獣被害対策に係る生活環境被害防止モデル事業

設 計 書

区分	種別	細別	数量	単位	単価	金額	備考
直接人件費		モデル事業	1	式			明細表（直接人件費）①
					小計		A
直接経費		モデル事業	1	式			明細表（直接経費）②
					小計		B
諸経費				%			C=A×諸経費率
					小計		D＝A+B+C
					小計		E＝D 万円未満切り捨て
消費税			10	%			F＝E×0.1
合計							G＝E+F

令和８年度鳥獣被害対策に係る生活環境被害防止モデル事業

単　価　明　細　書

（ 直 接 人 件 費 ）　　※適宜項目を追加・削除してください。

業　務　項　目			設計数量	主任技師	技師Ａ	技師Ｂ	技師Ｃ	技術員	金　額（円）	摘　　要
①　直接人件費　　合計			１式							
			1式		16.0	86.5	131.5		**234.0**	
	ア　発注者との打合せ（議事録作成を含む）					4.0	8.0		**12.0**	4回
	イ　捕獲体制に係る現状整理	関係者へのヒアリング（県・１２市町村）				13.0			**13.0**	ヒアリング：12市町村各１回、県自然保護課１回
		関係者へのヒアリング（捕獲従事者）				18.0			**18.0**	ヒアリング：捕獲従事者18団体
		区長へのアンケート				2.0	81.5		**83.5**	区長アンケート500部(作成・配布・分析)
	ウ　モデル検証地区の選定	避難12市町村への説明及び調整			6.0	12.0	12.0		**30.0**	事前検討(地区選定・資料作成)を含む
		行政区長との調整				5.0			**5.0**	5地区を想定
		住民説明会の開催				7.5			**7.5**	5地区を想定
	エ 広域捕獲実施体制の検討	広域捕獲実施体制の検討			5.0	15.0	15.0		**35.0**	
	オ 報告書作成				5.0	10.0	15.0		**30.0**	
			１式あたり		16.0	86.5	131.5		**234.0**	

単　価　明　細　書

（ 直 接 経 費 ）

※適宜項目を追加・削除してください。

’名称 ・ 仕様			数　量	単価（円）	金　額（円）	摘　　要
② 直接経費						
		小計	1式			
	旅費	日当	72.0			
		宿泊費	26.0			
		車両費	31.0			
		燃料費	31.0			
		高速料金（　　～福島飯坂）	5.0			往復料金(税抜き)
		高速料金（　　～浪江）	6.0			往復料金(税抜き)
		高速料金（　　～南相馬）	4.0			往復料金(税抜き)
		高速料金（　　～大熊）	4.0			往復料金(税抜き)
		高速料金（　　～ならは）	2.0			往復料金(税抜き)
	材料費	調査用具一式	62.0			
		印刷費A	14.0			
		報告書印刷費	3.0			